副業・兼業等複数事業労働者に関する労災保険法が

改正・施行されました 令和2年9月1日から施行

- ●複数事業労働者の「労災保険」給付の取り扱い扱いが変更になりました.
- ●「労災保険法」が改正され、令和2年9月1日から施行されています.
- ●「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も令和2年9月に改訂されました。

次に参考ファイルを示します.

- ◎複数事業労働者への労災保険給付関係の解説
- ◎労災保険給付関係請求書等ダウンロード集
- ◎副業・兼業の促進に関する改定ガイドライン

東道

アクセス メトロ 有楽町線·副都心線 <u>成増駅</u>1分 出口4番 すぐ目の前 *(1階ミスド)* 

東武東上線<u>成増駅南口</u>3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面 特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F *03-3939-5222* 

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =